

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：17401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K21238

研究課題名（和文）生殖補助医療当事者間の非匿名化および面会交流に関する権利保障制度の立法論的研究

研究課題名（英文）Study on the rights of the parties involved in Assisted Reproductive Technology (ART) to know their personal identification information and contact one another from the legislative point of view

研究代表者

梅澤 彩 (Umezawa, Aya)

熊本大学・熊本創生推進機構・准教授

研究者番号：90454347

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究において研究対象国としたニュージーランドでは、養子縁組における関係当事者相互の情報アクセス権（当事者が互いの出自等に関する情報を知る権利）が法で保障され、面会交流については、行政が支援する制度設計となっており、これらの実践が生殖補助医療法制に反映されてきた。日本においても、生殖補助医療当事者間の非匿名化および面会交流を実現するためには、養子縁組における取組みが参考になると考えられるが、養子の出自を知る権利の保障さえ不十分な状況である。養子縁組事案における権利保障を早期に実現させ、これら実務の場における経験をふまえ、生殖補助医療事案に適用可能な法整備を構築することが有用である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

提供型生殖補助医療・代理懐胎による親子関係では、関係当事者間（子・提供者・被提供者・代理懐胎者）の非匿名化による親子関係の再構築が有用であり、これを支援するための法制度の導入が必要である。また、関係当事者間において個人を特定可能な情報の開示がされた場合、当事者間の面会交流の履行支援にむけての法制度の構築も必要となる。本研究では、生殖補助医療関係当事者間の非匿名化・面会交流を早期に実現し、豊富な経験をもつニュージーランドを研究対象国として、日本への示唆を得た。研究成果は、論文、講演会、マスメディア等を通じて公表し、法制度の構築の必要性を訴えるとともに、医療従事者をはじめ市民の関心を喚起した。

研究成果の概要（英文）：In Japan, people born from donated embryo, sperm, eggs, and surrogacy can't know their biological origins legally. In New Zealand, on the other hand, the parties involved in assisted reproductive technology (ART) and surrogacy (donor offspring, donor, guardian of the donor offspring, child born from surrogacy, surrogate mother) can access their personal identification information one another legally, and administrative organs support their contact. The system as previously described was established mainly based on the laws and experience of adoption in New Zealand, and the related laws in other countries. The present result suggested that we also examine the current situation of adoption in Japan, especially the rights of adopted children to find their biological parents, and learn from the experience to establish an information-keeping regime to ensure that the parties involved in ART and surrogacy can access their personal identification information and contact one another.

研究分野：民法

キーワード：生殖補助医療 出自を知る権利 非匿名化 面会交流 代理懐胎 養子縁組

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

生殖補助医療をめぐるのは、親子法制の整備、子の出自を知る権利に関する問題を中心に議論が展開されてきた。とりわけ、子の出自を知る権利については、従来、社会福祉領域から権利保障の必要性をめぐる議論が展開され、近年では、法学領域からの研究成果も公表されている。しかし、その多くは、欧米諸国の法制度を紹介するものであり、出自を知る権利の法的性質や同権利の保障に関わる法制度について深く研究したものはほとんど見受けられない。さらに、提供型生殖補助医療・代理懐胎の当事者(提供型生殖補助医療および代理懐胎によって生まれた子〔以下、「生殖補助医療によって生まれた子」、「子」という場合がある〕、提供者または代理懐胎者、被提供者)間相互における非匿名化および面会交流については、ほとんど研究がなされていない。

一方、本研究が研究対象国とするニュージーランドでは、生殖補助医療における人の尊厳、子の福祉と最善の利益という観点から、生殖補助医療関係当事者の権限やその情報を一定のコントロール下におくこと、提供型生殖補助医療の関係当事者間相互の情報へのアクセス(以下「情報アクセス権」という)面会交流等を保障する法制度が構築されている(代理懐胎による子の親子関係、出自を知る権利および面会交流等は、同国の養子法制において保障されている)。

なお、日本においては、現在に至るまで、生殖補助医療によって生まれた子の法的親子関係を規律する法律はなく、子の出自を知る権利を認める法律もない。

2. 研究の目的

本研究では、生殖補助医療における親子法制の整備および子の出自を知る権利に関する従来の研究成果を踏まえた上で、さらに、提供型生殖補助医療・代理懐胎の当事者間における非匿名化および面会交流について、既にこれらを実現させているニュージーランドの実際および法制度を検証し、日本における実現にむけての制度設計を検討する。

具体的には、日本およびニュージーランドにおける 出自を知る権利に関する議論と出自を知る権利・情報アクセス権および面会交流に関する当事者の意識を比較検証し、前記権利の保障および面会交流の実現に際しての当事者のニーズおよび権利義務等を中心とする課題を抽出し、円滑な運用を担保する制度を検討する。

3. 研究の方法

出自を知る権利の法的性質の明確化、生殖補助医療当事者間の非匿名化(情報アクセス権)および面会交流に関する意識調査と課題の抽出、生殖補助医療当事者間の非匿名化(情報アクセス権)および面会交流を保障するための制度設計について検討する。

具体的には、平成 28 年度は、本研究課題に関連するこれまでの研究成果の整理を通して、理論的研究および比較法的研究を行い、次年度のフィールドワーク(ニュージーランド調査)に向けた論点整理を行う。平成 29 年度は、フィールドワークおよび調査結果の分析・検討を行う。平成 30 年度は、生殖補助医療当事者の非匿名化および面会交流を保障するための具体的な制度の在り方の検討および提言を試みる。各年度ともに、研究成果は、論文、学会報告、商業雑誌、公開講演会、マスメディア等を通じて広く公表する。

なお、本事業は、ほぼ当初の予定どおり実施することができたが、平成 30 年度に実施した公開研究会等において、他分野の専門家(コミュニケーション社会学・ジェンダー論および法哲学)から、日本社会の実態に即した(とりわけ男女のパワーバランス、子ども・女性の貧困問題等に配慮した)試案を検討すべきとの指摘を受けたこと、また比較法の対象としたニュージーランドにおいて法改正の動きがあるとの報道がなされたことから、研究の継続が必要と判断し、研究期間を 1 年延長した。

4. 研究成果

(1) 出自を知る権利の意義とその法的根拠

(a) 出自を知る権利の意義

出自を知る権利は、大別すると、「どのような経緯で現在の親子関係になったのか」、「血縁上の親は誰なのか」について知る権利に分類される。前者については、通常、親である者は既知であるから、子の権利であると解される。また、後者についても、従来、子が血縁関係にある親を知る権利であることを前提として、血縁上の親について、個人を特定可能な情報までをも知ることができるのか、あるいは、個人を特定することはできないが、血液型・病歴等、子の生育に必要な最低限度の情報のみを知ることができるのか、という点を中心に議論が展開されてきた。

出自を知る権利の意義としては、実利的側面(近親婚の回避、生物学上の親の病歴・遺伝子情報の入手等)、アイデンティティの確立、親子関係の強化という要素が指摘されている。アイデンティティという概念は、多義的であり、多元的であるが、発達心理学者である E・H・エリクソンによれば、人間の発達段階における青年期の課題としてアイデンティティの確立があり、これがその後の人格形成に重要な影響を及ぼすとされる。出自を知る権利との関係においては、子が自らの生物学的な起源を知ることといった文脈で用いられることが多い。近年では、非配偶者間人工授精(以下「AID」という)により生まれた当事者が、出自を知る権利の必要性を訴える活動を展開している。彼らの語りからは、出自を秘匿された当事者の葛藤、不信任感、自己喪失感、疎外感、怒りが明らかとなっている。また、親子間の信頼関係を維持するためには早期の真実告知が必要であること、真実告知をされた子が自分を再構築するためには提供者個人を特定可能

な情報入手する必要がある、場合によっては、提供者と面会し自分の出生の背景を実感する必要性があること等が指摘されている（非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子編著『AIDで生まれるということ-精子提供で生まれた子どもたちの声』（2014年、萬書房）参照）

以上のように、提供型生殖補助医療によって生まれた子の出自を知る権利を保障することは、子の健やかな成長にとって重要な意義をもつものである。また、AIDによって生まれた当事者は、実利的側面、アイデンティティの確立、育ての親との関係強化のために出自を知る権利が保障されることを求めているのであり、提供者との法的親子関係の構築を期待している訳ではない。

(b) 出自を知る権利の法的根拠

日本においては、出自を知る権利について規定する法律が存在しないため、同権利の法的根拠としては、児童の権利条約、憲法が挙げられることが多い。

児童の権利条約

出自を知る権利の法的根拠として、同条約の7条（登録・氏名・養育の権利）が指摘されることが多いが、3条（児童の最善の利益）は当然のこととして、8条（身元を保持する権利）、9条（父母から分離されない権利）についてもその根拠となりうる。

同条約7条1項は、「児童は…できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とする。同項にいう父母に法律上の父母のみならず、生物学上の父母も含むと解すると、養子縁組、新生児の斡旋、提供型生殖補助医療および代理懐胎における父母を知る権利が問題となる。養子の出自を知る権利については、現行法制度の下においても、戸籍の記載事項および編製手続により、一定の配慮がなされている（ただし、養子の出自を知る権利等について民間あっせん機関・児童相談所等を対象とした調査では、必ずしも出自を知る権利が保障されているとはいえない実態が明らかにされている。日本財団ハッピーゆりかごプロジェクト「養子縁組の記録とアクセス支援に関する報告書」（2017年4月）等）。また、代理懐胎により生まれた子について、審判例においては、養子縁組による親子関係の成立が認められていることから、このような場合には、事実上、出自を知る権利が認められていることになる。

他方、提供型生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利については、本条約の批准時（日本は1994年に批准）より実父母のプライバシーの侵害、親権・扶養・相続等の問題が生じることを指摘して、消極的な見解がみられた。しかし、同条約が採択されてからの年月の経過を踏まえ、近年では、本条を根拠に出自を知る権利を肯定すべきであるとの見解も示されている。養子および代理懐胎により生まれた子との衡平を期すためにも、提供型生殖補助医療により生まれた子は、本条を根拠として実親を知る権利が認められると解してよいであろう。

憲法

代理懐胎により生まれた子の出自を知る権利については、その親子関係が養子縁組により確立された場合には、養子と同様の手当がなされているとみることができる。

提供型生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利については、子が自らの出生方法を知ったときのアイデンティティの危機の程度が一般に深刻であること、そのような危機をもたらすおそれがありながら、提供型生殖補助医療を容認してきたことについて、国は特別な責任を負うと解すべきであるとの見解がある。同見解によると、子の出自を知る権利は、憲法13条から導き出される人格的自律権の一部として保障されるべきものである。ただし、法律の定めがない以上、憲法を根拠として裁判所に直接開示請求することは困難であるとされる（小泉良幸『子どもの出自を知る権利』について」学術の動向（2010年5月）53-54頁）。

(2) 日本における生殖補助医療法制に関する議論の動向

政府は、2000年以降、生殖補助医療に関する基本的な考え方を公表してきた。子の出自を知る権利の保障については、当初、提供者および被提供者への配慮から消極的な姿勢がとられた。しかし、前記のような考え方に対しては、児童福祉の専門家らの強い批判があり、厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」（2003年4月）では、「15歳以上の者は、精子・卵子・胚の提供者に関する情報のうち、開示を受けたい情報について、氏名、住所等、提供者を特定できる内容を含め、その開示を請求」することができる等とされた。ここでは、主として、子の健やかな成長のためにはアイデンティティの確立を促す必要があること、公的情報管理システムの構築、出自を知る権利を行使する際の支援体制の必要性等が確認された。

これを受けて、法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案の補足説明」（同年7月）では、提供者と提供により生まれた子のとの間には法的親子関係は発生せず、精子または胚の提供による生殖補助医療により生まれた子の父子関係については、「妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（略）を用いた生殖補助医療により子を懐胎したときは、その夫を子の父とするものとする」とされた。

その後、生殖補助医療関連法の立法化に向けて、自民党生殖補助医療に関するプロジェクトチームによる議員立法案の骨子（2013年11月）および民法の特例法案の骨子（2015年6月了承）が公表された。ここでは、AIDの実施に同意した夫は子の嫡出性を否定できないとしたが、子の出自を知る権利については今後の検討事項とするとされていることから、提供者の法的地位に

配慮したものと考えられる。

以上のように、日本においては、「子の出自を知る権利を認めること」と「提供者の法的地位を保障すること」は、相対立するものとして捉えられがちである。しかしながら、国外に目を転じると、本研究が調査対象としたニュージーランドのように、子の出自を知る権利、提供者・被提供者間の情報アクセス、さらには面会交流を認めながら、提供者数を減らすことなく生殖補助医療を実施している国もある。

(3) ニュージーランドにおける生殖補助医療法制

(a) 血のつながらない親子関係の形成と出自を知る権利・情報アクセス権

ニュージーランドでは、原則としてあらゆる形態の生殖補助医療が認められており(商業的なものを除く)、利用者資格についても制限がない(提供型生殖補助医療の当事者の関係が近親婚の禁止に該当する場合等を除く)。

同国では、提供型生殖補助医療・代理懐胎の当事者(子・提供者・被提供者・代理懐胎者)の情報アクセス権を認め、面会交流の支援も実施しているが、この背景には、養子縁組制度における実践がある。同国における養子縁組は、日本の特別養子縁組と同様に実親と養子の法的親子関係を終了させる断絶型の縁組である。当初、養子縁組は「秘すべきもの」とされていたが、児童福祉の専門家等を中心に、子の養育に際しては、養子の実親と養子の交流を継続し、子を中心として実親・養親が良好な関係を築くことが重要であるとの見解が示されるようになり、「1985年成人養子縁組情報法」(Adult Adoption Information Act 1985、以下「情報法」という)の成立により、同国における養子縁組は、「秘密の親子関係」から「オープンな親子関係」へと移行した。現在では、情報法に基づき、20歳に達した養子は、実親の情報(個人を特定可能な情報)を入手することができるとともに、20歳に達した子の実親は、養子の情報を入手することが可能である。また、養親は、上記養子と実親の権利行使から生じうる問題(面会交流を含む)についての支援等を求めることが可能となっている。

(b) 生殖補助医療と法 - 提供型生殖補助医療等における非匿名性と親子関係の構築 -

生殖補助医療に関する主な法律としては、行為規制法である「2004年人の生殖補助技術法」(The Human Assisted Reproductive Technology (HART) Act 2004、以下「HART Act」という)の他、親子に関する法(「2004年子の地位に関する修正法」(Status of Children Amendment Act 2004))等がある。同国ではこれらの法律等に基づき、2005年8月22日以降、非匿名での提供型生殖補助医療および代理懐胎が実施されており、生殖補助医療当事者の各個人情報、生殖補助医療実施機関および公的機関により管理される。ただし、医療現場においては、前述の養子縁組の実践を踏まえ、2005年8月22日より前の提供型生殖補助医療および代理懐胎についても非匿名で実施されており、生殖補助医療当事者の各個人情報任意登録により生殖補助医療実施機関および公的機関により管理されている。

提供型生殖補助医療の場合、提供者および被提供者は、生殖補助医療実施機関のカウンセラーの指導の下、各々の名前、住所、出生日時・場所、身体的特徴、病歴、出自を知る権利・面会交流に関する考え方等を記載したカルテを作成し、前記カウンセラーが当事者(提供者および被提供者)のマッチングを行う。当事者は、カルテの記載内容から提供者または被提供者を選択するだけでなく、面会をしてから提供者または被提供者を選択することも可能である。提供者は、さらに、希望する被提供者の属性(異性カップル、同性カップル、単身者等)を指定することもできる。なお、提供精子・卵子の内訳は、生殖補助医療実施機関経由が約50%、依頼者経由が約50%である(本研究における調査時)。

出自を知る権利、情報アクセス権を有する者は、原則として、提供者、提供により生まれた子で18歳以上の者、18歳未満の提供により生まれた子の後見人(日本の親権者に相当。以下、「後見人」という)である。提供者は「自らの提供により生まれた子」および「子の後見人に関する情報」を知ることができ、提供により生まれた子およびその後見人は、子の年齢に応じて、「提供者の情報(提供者個人を特定することが不可能な範囲での情報)」、「同胞(同じ提供者から生まれた兄弟姉妹)の存在」、「提供者個人を特定することが可能な情報」を知ることができる。さらに、当事者が希望する場合には、生殖補助医療実施機関の支援の下、面会交流をすることも可能である。

提供型生殖補助医療による子の法的親子関係については、分娩者=母ルールにより法的母子関係が、父となる者の同意により法的父子関係が成立する。AIDにおいては、精子提供者が法的な父になることはなく、このことは、単身の女性がAIDにより児を得た場合も、原則として同様である。日本と大きく異なる点は、精子・卵子・胚の提供者および代理懐胎者が希望する場合には、提供型治療および代理懐胎により生まれた子の追加後見人となりうる点である。ここでいう子の追加後見人とは、子との面会交流権を有するなど、子の育ちに一定の範囲で関与することができる者のことであるが、あくまでも対内的な関係(子・提供者・被提供者・代理懐胎者)であり、子の法的親(後見人)ではない。なぜなら、提供者や代理懐胎者は、子の法的親になることを意図して当該生殖補助医療に関与した者ではないからである。

なお、同国では、単身者による提供型生殖補助医療の実施が認められていることから、単身の女性がAIDにより児を得た後、当該子の遺伝上の父である精子提供者と婚姻またはシビル・ユニオン(civil union)等の関係を締結し、当事者が希望する場合には、当該精子提供者はAIDにより生まれた子の法的な父となることができる。ただし、父親としての法的義務は遡及しない。

(4) まとめ

生殖補助医療による子の出自を知る権利の保障は、子の健やかな成長、および、同医療によって形成された親子関係の維持・強化にとって重要な意義をもつものである。とりわけ、提供型生殖補助医療・代理懐胎によって生まれた子については、生物学上の親（提供者・代理懐胎者）と育ての親（被提供者・代理懐胎の依頼者）が一定の関係性を維持し、ともに子の育ちに関与することが望ましい。

ニュージーランドにおいては、前述のような考え方から、提供型生殖補助医療・代理懐胎の実施前・実施段階・実施後において、出自を知る権利と面会交流の保障を念頭においたインフォームド・コンセントとインフォームド・チョイス、当事者の事前面会、事後支援等、法・行政・民間機関による様々な支援が整備されている。このような支援の在り方は、同国における養子縁組に関する法制度に由来する。先述のように、養子縁組においては、関係当事者相互の情報アクセス権が1985年の情報法で保障され、面会交流については、行政が支援する制度設計となっており、これらの実践が生殖補助医療法制に反映されている。

日本においても、生殖補助医療当事者間の非匿名化および面会交流を実現するためには、養子縁組における取組みが参考になると思われるが、養子縁組に係わる情報管理の方法（記録媒体・保存期間・開示方法）は各民間機関・各児童相談所で異なり、養子の出自を知る権利の保障・実親からの養子（養子となった実の子）に関する問い合わせへの対応も不十分な状況である。近年、政府は家庭養護の促進を強化する施策をとっており、2020年4月からは特別養子縁組制度の円滑な運用を目的とした改正法が施行されている。養子縁組事案における権利保障を早期に実現させ、これら実務の場における経験をふまえ、生殖補助医療事案に適用可能な法整備を構築することが有用であると考えられる。

なお、生殖補助医療当事者間の非匿名化および面会交流を実現するに際しては、生殖補助医療によって生まれた子のみならず、提供者・被提供者の法的地位の保護が肝要である。精子・卵子・胚の提供は、提供者・被提供者が自らの行為が招く結果について予期することができ、予期せぬ過大な法的責任を負わせられることがないという確信の下に行われるべきであり、このことは、提供者と被提供者が互いに匿名であるのか否かを問わない。今後の課題として、生殖補助医療当事者間の情報アクセス権と面会交流および法的親子関係の確立に関する立法が与えるジェンダー問題への影響等を中心に法およびその運用の在り方について検討する必要がある。

引用文献・参考文献

本文中に明示したもののほか、梅澤彩「ニュージーランドにおける養子縁組法と生殖補助医療法 日本への示唆として」（立命館法学 369号・370号、2017年）1383-1412頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 第4巻第1号
2. 論文標題 「日本における養育費履行システムとその可能性 ニュージーランドにおける養育費制度を参考に 」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会保障研究	6. 最初と最後の頁 79-91頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/sha12.pdf	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 第24巻第1号
2. 論文標題 「面会交流における『子の福祉』の保障：ニュージーランドにおける面会交流を示唆として」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際公共政策研究	6. 最初と最後の頁 37-48頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/73301/osipp_045_037.pdf	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 第33号
2. 論文標題 「特別養子縁組法制の再検討 - 子の福祉の観点から - 」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会と倫理	6. 最初と最後の頁 103-117頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/ja/publication/se33/33-09omezawa.pdf	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 79号
2. 論文標題 （ミニ・シンポジウム「同性カップルと家族形成」）「ニュージーランド」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 193-199頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅澤彩 / 清未愛砂	4. 巻 756号
2. 論文標題 「ニュージーランド家族司法改革の現況と課題に関する調査報告 - 新制度導入から3年を経て - 」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 38-43頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤弘子 / 小川富之 / 立石直子 / 大川謙蔵 / 梅澤彩 / 清未愛砂	4. 巻 759号
2. 論文標題 「外国 (身分関係) 法制研究会国際シンポジウム アジア諸国の親子関係における子の最善の利益に関する国際会議 第1回 離婚後の親権者・監護権者決定」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-13頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 2016年第5・6号上巻
2. 論文標題 ニュージーランドにおける養子縁組法と生殖補助医療法 日本への示唆として	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 立命館法學	6. 最初と最後の頁 53-82頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/16-56/003umezawa.pdf	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件 (うち招待講演 5件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 「同性カップルの家族形成に関する法的諸問題 - ニュージーランドの経験から - 」
3. 学会等名 2019年第3回LGBT研修会 in 大阪 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 「血のつながらない親子について考える - 養子縁組制度を中心に - 」
3. 学会等名 放送大学2018年度第2回公開講演会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 「特別養子縁組法制の再検討 - 子の福祉の観点から - 」
3. 学会等名 南山大学社会倫理研究所2018年度第2回懇話会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 「生殖補助医療と親子 - 子の福祉の観点から - 」
3. 学会等名 平成30年度熊本県民カレッジリレー講座（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 「出自を知る権利の現状と課題 - 親子の意義とは - 」
3. 学会等名 「（科学研究費補助金公開研究会）非規範的家族と子ども 家族の繋がりとはと法のあり方を考える」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 (ミニ・シンポジウム「同性カップルと家族形成」)「ニュージーランド」
3. 学会等名 2017年度比較法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 (ワークショップ)「ニュージーランドにおける家族形成の多様化と法的保護」
3. 学会等名 2017年度日本女性学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 「生殖補助医療子の出自を知る権利と面会交流」
3. 学会等名 第35回日本受精着床学会総会・学術講演会(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 「ニュージーランドにおける子の後見と児童養育法 - 法的な枠組みを中心に - 」
3. 学会等名 司法福祉学会2017年度全国大会第6分科会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 「特別養子縁組における『要保護要件』について」
3. 学会等名 アジア諸国の親子関係における子の最善の利益に関する国際会議「第2回 要保護児童の保護法制」
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 本山敦編著・梅澤彩ほか著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 480頁（うち235-314頁を執筆）
3. 書名 『逐条ガイド 親族法 - 民法725条～881条 - 』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----